

# 農業用施設賠償責任保険

(賠償責任保険普通保険約款 賠償責任保険追加条項 施設所有管理者特約条項)

## ご加入のご案内

～「農業用施設賠償責任保険」は、香川県土地改良事業団体連合会を契約者とする施設所有管理者賠償責任保険契約の会員向け通称です～

●保険期間	令和8年4月1日午後4時から1年間
●契約者	香川県土地改良事業団体連合会
●加入対象者	香川県土地改良事業団体連合会の会員
●被保険者	①香川県土地改良事業団体連合会の会員（＝記名被保険者） ②記名被保険者の役員および使用人 ③記名被保険者の下請負人 ④記名被保険者の下請負人の役員および使用人 ⇒上記②③④は記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて、 補償の対象（被保険者）になります。

令和8年2月 商品改定の実施  
保険料が改定となっておりますので、  
P.5の保険金額(支払限度額)および保険料を必ずご確認ください。

※P. 6以降の「施設所有管理者賠償責任保険のあらまし」も必ずご覧ください。

●お申込方法	加入申込書にご記入いただき、加入施設明細書・図面と共にご返信ください。
●お申込締切日	令和8年2月27日（金曜日）

### 【農業用施設賠償責任保険とは（施設所有管理者賠償責任保険）】

- ・ 土地改良法に定められた、用排水路、ため池および農道など（以下「農業用施設」といいます。）において思わぬ事故が発生し、人が死傷したり、他人の物が損壊した場合に、管理者たる国、県、市町、土地改良区（連合を含みます。）などが被害者やその遺族から管理上の不備を理由に治療費や慰謝料を請求されることがあります。
- ・ このような時に生じる法律上の損害賠償を負担する場合に被る損害に対して保険金をお支払いする保険です。

# 1. 農業用施設賠償責任保険の補償内容

## ・業務遂行に起因する法律上の賠償責任の補償

被保険者の従業員等の業務遂行上の偶然な事故によって第三者の身体の障害（※1）または財物の損壊（※2）が発生した場合に被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

※1 身体の傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。以下同様とします。

※2 財産的価値を有する有体物の滅失、損傷または汚損をいい、盗取もしくは詐取されることまたは紛失を含みません。以下同様とします。

## ・施設や設備等に起因する法律上の賠償責任の補償

被保険者が所有、使用または管理している施設・設備等の欠陥あるいは管理の不備により、第三者の身体の障害または財物の損壊が発生した場合に、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

## ・作業対象物補償

作業対象物（注）の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

（注）作業対象物の詳細は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

○支払限度額：1事故200万円

## ・漏水による損害の補償

給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラー等から排出、漏えいまたは氾らんする液体、気体、蒸気等による第三者の財物の損壊に起因して、被保険者が被る法律上の賠償責任に伴う損害を補償します。

（注）ため池が氾らんしたといった事故はこれに該当しません。

○支払限度額：1事故200万円

## ・被保険者相互間の事故における賠償責任の補償

通常では補償の対象外となっている被保険者相互間で発生した事故における賠償責任についても補償します。（交差責任担保追加条項）

# 2. この保険の対象となる事故例

（1）ため池の安全柵に子供がもたれたところ、柵が弱くなっていたため倒れたことで、ため池に転落して死亡した。

（2）管理する農道に生じた穴に、二輪車の車輪が落ちて転倒して運転者が負傷した。

（3）管理する施設に設置された看板・案内版・街灯などが落下し、下にあった他人の車を破損させた。

（4）親水公園内設置の遊具に不具合があり、子供が負傷した。

※上記事故例すべてに共通して、ご加入いただいた会員の土地改良区等（以下加入会員）が、管理上の責任を問われ、法律上の賠償責任を負うことがお支払いの要件となります。

### 3. この保険でお支払いする主な保険金の種類と内容

#### ①損害賠償金

○支払限度額：ご加入プランごとに、保険金額を限度としてお支払いします。

損害賠償請求権者(被害者)に対して支払うべき法律上の損害賠償金です。

身体賠償事故の場合は被害者の逸失利益、入院時の治療費、休業損害、慰謝料など。

財物賠償事故の場合は損壊した財物の修理費用、修理不能の場合の交換価格など。

損害賠償金の支払いにより代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。

#### ②損害防止費用

○支払限度額：なし。被保険者が負担した左記費用の全額をお支払いします。

被保険者が損害の発生や拡大を防止した費用をお支払いします。

#### ③緊急措置費用

○支払限度額：なし。被保険者が負担した左記費用の全額をお支払いします。

損害の発生や拡大の防止の手段を講じたあとに賠償責任がないことが判明した場合であっても、被害者に対する応急手当、緊急処置のために支出した費用をお支払いします。

#### ④権利保全行使費用

○支払限度額：なし。被保険者が負担した左記費用の全額をお支払いします。

被保険者が第三者に対して、損害賠償請求できる場合に、その権利を保全または行使するために支出した費用をお支払いします。

#### ⑤争訟費用

○支払限度額：被保険者が負担した左記費用の全額をお支払いします。  
ただし、①の損害賠償金の額が保険金額を超える場合には、「保険金額 ÷ 損害賠償金」の割合でお支払いします。

被保険者が事前に損保ジャパンの承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用をお支払いします。

#### ⑥協力費用

○支払限度額：なし。被保険者が負担した左記費用の全額をお支払いします。

被保険者が損害賠償請求を受け損保ジャパンが必要に応じて被保険者の代わりに解決に向けた対応を行う場合に、被保険者が損保ジャパンに協力するために支出した費用をお支払いします。

#### ⑦被害者対応費用

○支払限度額：被害者1名につき2万円（死亡の場合は10万円）限度  
保険期間中を通じて 合計1,000万円限度となります。

事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金または見舞品の購入費用を補償します。

#### ⑧事故対応特別費用

○支払限度額：保険期間中を通じて 合計1,000万円限度となります。

上記①～⑥の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがあることを被保険者が知った場合において、被保険者がその対処のために支出した費用(文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費など)を補償します。

## 4. この保険で保険金をお支払いする要件

- 要件1 加入会員の管理する施設が原因での事故が発生すること。
- 要件2 他人の身体の障害<sup>(注1)</sup>または財物の損壊<sup>(注2)</sup>が発生すること。
- 要件3 加入会員に法律上の賠償責任が発生すること<sup>(注3)</sup>。
- 要件4 法律上の賠償責任の負担により加入会員に財産上の損害が発生すること。
- 要件5 保険金をお支払いできない場合(免責事項)に該当する事故や損壊ではないこと。<sup>(注4)</sup>

(注1) 人のケガや病気をいいます。これらによって後遺障害が生じた場合および亡くなられた場合を含みます（以下同じです。）。

(注2) 有体物の滅失、損壊または汚損（以下これらを「損害等」といいます。）です。また、これに起因する有体物が使用できることによる被害（以下「使用不能損害」といいます。）を含みます（以下同じです。）。

(注3) 結果的に加入会員に損害賠償がないことが判明した場合でも、争訟費用などに対する保険金はお支払いの対象となります。

(注4) 下記「保険金をお支払いできない主な場合、P. 6以降の「施設所有管理者賠償責任保険のあらまし」をご覧ください。

## 5. この保険で保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、直接であると間接であると問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に對しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。

※詳しくは、P. 6以降の「施設所有管理者賠償責任保険のあらまし」をご覧ください。

- 被保険者または保険契約者の故意
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱または暴動に起因する賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
- 被保険者と世帯を同じくする親族（※）に対する賠償責任
  - （※）親族とは、6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。なお、配偶者には次の者を含みます。
    - ・婚姻の届出をしていないが事實上婚姻関係と同様の事情にある者
    - ・戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者
- 記名被保険者の使用者等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- 排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任
- 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- 石綿または石綿を含む製品の有害な特性に起因する賠償責任
- 汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任
- 施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任
- 航空機、昇降機もしくは自動車の所有、使用もしくは管理に起因する賠償責任  
(自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)

など

## 6. 保険金額（お支払限度額）および保険料

(保険期間：1年・一括払)

プラン名		A型プラン	B型プラン	C型プラン
(お 支 保 険 限 度 額 額 )	身体賠償	1名 1事故	1億円 1億円	2億円 2億円
	財物賠償	1事故	200万円	200万円
	※身体・財物賠償とも、自己負担額(免責金額)はありません。			

施設の種類・算出基礎の単位		保険料(年間)		
ため池・貯水池	外周距離 1kmあたり	1,130円	1,540円	1,940円
水路	1kmあたり	420円	580円	740円
農道	1kmあたり	440円	590円	740円
揚水機場	1箇所あたり	8,510円	11,560円	14,920円
排水機場	1箇所あたり	9,080円	12,320円	15,750円
頭首工	1箇所あたり	13,920円	16,670円	20,720円
井戸	1箇所あたり	1,170円	1,390円	1,830円
親水公園	千m <sup>2</sup> あたり	3,580円	4,860円	6,080円

注) 揚水機場に付随するため池については、そのため池の周囲が1km未満である場合にかぎり加入した揚水機場に含まれます。

上記、A型プラン、B型プラン、C型プランの中から該当するプランをお選びください。  
なお、保険料は10円単位で取扱いますので、算出した保険料の1円単位を四捨五入してください。

### 【事故が発生した場合の手続き】

- 事故が発生した場合は、すみやかに下記へご連絡ください。

【連絡先】香川県土地改良事業団体連合会 会員支援課

電話 087-832-7140 FAX 087-832-7150

※平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

ご連絡先: 0120-727-110

受付時間: 平日/午後5時~翌日午前9時 土日祝日/24時間

# 施設所有管理者賠償責任保険のあらまし

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p>この保険では、ため池や水路、農道などの農業施設の所有者や管理者が、①施設の構造上の欠陥や管理上の不備が原因で生じた事故、②施設内外で行う草刈やごみ拾い等の業務遂行に関連して生じた事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料、修理費等)</li> <li>②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために支出した費用</li> <li>③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用</li> <li>④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用 ※損保ジャパンの承認を得て支出した費用にかぎります。</li> <li>⑤損害賠償請求解決のため協力のため支出した費用</li> <li>⑥他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用</li> <li>⑦上記①～⑥の対象となる損害賠償請求がなされた場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがあることを被保険者が知った場合において被保険者がその対処のために支出した費用(文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費など)</li> <li>⑧対人事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金または見舞品の購入費用や対物事故が発生した場合に臨時に必要とした費用</li> </ul> <p>1回の事故について、損保ジャパンが支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が自己負担額(免責金額)を超過する金額とし、ご加入を希望されたプランごとに下記保険金額を限度とします。</p> <p>【身体賠償事故】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①A型プラン (1名・1事故) 1億円</li> <li>②B型プラン (1名・1事故) 2億円</li> <li>③C型プラン (1名・1事故) 3億円</li> </ul> <p>【財物賠償事故】</p> <p>各プラン共通 1事故 200万円</p> <p>(注)修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあつた財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。</p> <p>なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。</p> <p>自動セットの追加条項については以下のとおりです。</p> <p>1回の事故について、損保ジャパンが支払う費用は、加入者証に記載された保険金額を限度とします。</p> <p>【被害者対応費用担保追加条項】</p> <p>・事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金または見舞品の購入費用を補償します。</p> <p>【事故対応特別費用担保追加条項】</p> <p>基本補償の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、または損害賠償請求が発生するおそれがあることを被保険者が知った場合において、被保険者がその対処のために支出した費用(文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費など)を補償します。</p> <p>また、以下の追加条項については一部の施設・業務を除き自動セットとなります。</p> <p>【漏水担保追加条項】</p> <p>給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたは汎らんする液体、気体、蒸気等による財物の損壊に起因して、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。</p> <p>支払限度額は基本補償と同額となります。</p>	<p>この保険では、直接であると間接であると問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。</p> <p><b>【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。</li> <li>②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任</li> <li>③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任</li> <li>④被保険者と世帯を同じくする親族(※)に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 (※)親族とは、6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。 なお、配偶者には次の者を含みます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者</li> <li>・戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者</li> </ul> </li> <li>⑤記名被保険者の使用者等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任</li> <li>⑥排水または排気(煙または蒸気を含みます。)によって生じた賠償責任</li> <li>⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任</li> </ul> <p>など</p> <p><b>【賠償責任保険追加条項の免責事由】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①原子核反応または原子核の崩壊</li> <li>②石綿または石綿を含む製品の有害な特性</li> <li>③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任</li> <li>④専門職業危険 <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体の美容または整形に起因する賠償責任</li> <li>・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任</li> </ul> </li> <li>⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物(注)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 (注)『管理財物』といい、以下のア・イに限定されています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 記名被保険者が所有する財物 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ. 記名被保険者が他人から受託している財物(借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>⑥サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害(オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます)</li> <li>⑦PFASに起因する損害(オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます)</li> </ul> <p>など</p> <p><b>【特約条項の免責事由(施設所有管理者特約条項の場合)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①施設の新築、改築、修理、取りこわしの他の工事に起因する賠償責任</li> <li>②航空機、昇降機、自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。)または施設外における船、車両(自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用または管理(貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。)に起因する賠償責任</li> <li>③屋根、樋(とい)、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任</li> <li>④仕事の終了後(仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後)または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。</li> <li>⑤被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任</li> <li>⑥支給財物の損壊に起因する賠償責任</li> <li>⑦次のアからウに掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことに起因する賠償責任 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 記名被保険者の役員または使用人</li> <li>イ. 記名被保険者の下請負人</li> <li>ウ. 記名被保険者の下請負人の役員または使用人</li> </ul> </li> </ul> <p>など</p>

## ご注意

●賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。

●加入申込書、加入施設明細書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。

●この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

●この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。

●保険料算出の基礎となる農道の距離、ため池の外周の長さ、距離、公園の敷地面積等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入施設明細書の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。

●保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

●加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申し込み日から1ヶ月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客様との保険期間につきましては、加入申込書等にてご確認ください。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返り金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返り金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきことされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)について  
営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客様がご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回をすることができます。なお、次のご契約はクーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。

①保険期間が1年以内のご契約

④保険金請求権等が担保として

②営業または事業のためのご契約

第三者に譲渡されたご契約

③法人または社団・財団等が締結した

ご契約

など

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険責任は保険期間の初日の午後4時(※)に始まり、末日の午後4時(※)に終ります。

(※)加入申込書、加入施設明細書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

●実際にご契約いただくお客様の保険料につきましては、加入施設明細書等にてご確認ください。

●この保険契約は、ため池の外周の長さや、管理する道路の総延長距離や公園の敷地面積などを保険料算出の基礎数字としています。保険料算出の基礎数字に誤りがある場合、事故発生時に保険金を全額お支払できないことがありますので、ため池外周の長さや道路の総延長距離などについては、正確にご申告をいただきますようお願いします。

●取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客様からの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいたて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

### ■個人情報の取り扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。

また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することができます。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取り扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取り扱いに同意のうえご加入ください。

## ご加入にあたってのご注意

### ●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

(1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

<告知事項>

加入申込書、加入施設明細書等の記載事項すべて

(2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつた場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできることや、ご契約が解除されることがあります。

(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- ①記名被保険者
- ②業務内容
- ③損保ジャパンが書面で告知を求めた事項
- ④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容

### ●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

(1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなつた場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入申込書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

(注)加入申込書、加入施設明細書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

(2) 以下の事項に変更があつた場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかない場合、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

(3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできることやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかつたときを除きます。

#### (4) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできることや、ご契約が解除されることがあります。

## 万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。

<1>事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称

<2>上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称

<3>損害賠償の請求の内容

2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。

3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。

4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。

5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。

6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。

7. 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

●示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

●この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

●保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

必要となる書類		必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書（写）、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、壳上高等営業状況を示す帳簿（写） など ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書（写）、登録事項等証明書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、被害者からの領収書、承諾書 など

## 万一事故にあわれたら（つづき）

- 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
  - ①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会
  - ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査 ④日本国外での調査 ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
- 上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払いの期間を延長することがあります。
- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかつた場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
- 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
- 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

### ●事故が起きた場合

事故が起きた場合は、ただちに取扱代理店、または損保ジャパンの下記窓口までご連絡ください。  
平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】  
**0120-727-110**

<受付時間>  
平日/午後5時～翌日午前9時 土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。)/24時間365日  
※上記受付時間外は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。  
おかげ間違いにご注意ください。

### ●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

電話番号:03-4332-5241(全国共通) おかげ間違いにご注意ください。

受付時間: 平日の午前9時15分～午後5時 (土・日・祝日・12/30～1/4は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡しております約款等に記載しています。  
必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp>)でご参照ください(ご契約内容が異なっています)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

## 問い合わせ先

### 【引受保険会社】

- ・損害保険ジャパン株式会社  
高松支店 法人支社  
〒760-0027 高松市紺屋町1-6  
・Tel :050-3798-8234\* Fax:087-825-0910  
(受付時間 :平日の午前9時から午後5時まで)  
※お電話につきましては、自動音声応答システムを導入しています。

### 【取扱代理店】

- ・四国興業株式会社 保険部  
〒760-0047 高松市塩屋町8番地1  
セントラル第2ビル7階  
・【担当】堀川(ほりかわ) [h-horikawa@shi-kou.co.jp](mailto:h-horikawa@shi-kou.co.jp)  
・Tel :087-821-0341 Fax:087-823-1485  
(受付時間 :平日の午前8時30分から午後5時まで)